

# 八代市い業機械復旧支援事業(8月豪雨) の実施について

本事業は、令和7年8月豪雨により被災したいぐさ専用機械において、国等の補助事業（八代市農業用機械・施設等復旧支援事業（8月大雨））の対象外となったいぐさ生産者が所有する専用機械に対し、修繕、整備及び再取得（以下「修繕等」と言います。）の支援を行うものです。

**交付申請書提出締切：令和8年3月13日（金）までに  
裏面の提出先へご提出ください。**

\*\*\*\*\*

《《 Q & A 》》

## Q1 補助の対象者は？

- A1 ① 市内に住所を有するいぐさ・畳表生産者
- ② ①の人で令和7年8月豪雨によりいぐさ専用機械が被災した人
- ③ ①の人で地域計画の目標地図に位置付けられている人又は、位置付けられることが  
確実であると市が認める人  
（※加工業者の方は地域計画の目標地図への位置付けは必要ありません。）
- 上記に該当する人で更に、
- ・市税の滞納がない人
  - ・今後、3年以上、いぐさ・畳表の生産を継続予定の人が対象になります。

## Q2 補助対象機械は？

- A2 補助金の交付対象となる専用機械は、次頁の表に掲げるもののうち、令和7年8月豪雨により被災し、補助対象者が所有するもので、国等の補助の対象とならなかったものとします。

また、修繕等に係る事業費が50万円未満のものが対象となります。ただし、加工業者が申請する織機、色彩選別機、選別機、加湿器及びごぎ乾燥機については、50万円を超えるものでも対象となります。

既に修繕等を行ったものも対象となります。通常の点検は、補助対象外です。

再取得を行う場合、被災した機械が過去に国等の補助事業で購入し、耐用年数が残っている場合は対象外となります。

※詳細は、「八代市い業機械復旧支援事業（8月豪雨）補助対象一覧」をご覧ください。

ハーベスタ	結束機	苗処理機
泥染機	移植機	加湿器(※)
乾燥機	織機(※)	色彩選別機(※)
苗たたき機	苗掘り取り機	選別機(※)
ごぎ乾燥機(※)	その他 (市長が認めるもの)	

※は加工業者も対象

裏面へ続く



**Q3 補助率、補助額は？**

**A3** 消費税を除く事業費の2/3以内で、上限30万3000円となります。  
1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

**【例】ハーベスタの修繕の場合**

事業費：499,990円(税込)

消費税を除いた金額：454,536円

市補助金の計算は、454,536円÷2/3=303,024円

1,000円未満は切り捨てなので、補助金額は303,000円になります。

**Q4 補助対象期間は？**

**A4** 令和7年8月11日～令和8年3月31日

**Q5 い業機械再生支援事業との併用は可能か？**

**A5** 併用することはできません。ただし、被災前にい業機械再生支援事業で事業を完了した機械が、令和7年8月豪雨により被災し、再度修繕等が必要となった場合は本事業の対象となります。

**Q6 申請方法は？**

**A6** 必要書類をご準備のうえ、以下の提出先にご申請ください。

◆必要書類

修繕等が済んでいる方	①令和7年8月豪雨により被災したことが分かる書類 倉庫などの被災証明書の写し又は被災した状況が分かる写真 ②見積書や請求書等の写し ③対象となる専用機械の写真（「再取得」の場合は、被害を受けた機械の写真） ④（再取得の場合）修理不能証明書 ⑤領収書の写し
修繕等をこれから行う方	①令和7年8月豪雨により被災したことが分かる書類 倉庫などの被災証明書の写し、被災した状況が分かる写真 ②見積書の写し ③対象となる専用機械の写真（「再取得」の場合は、被害を受けた機械の写真） ④（再取得の場合）修理不能証明書

《 提出先・お問合わせ先 》

【旧八代市にお住まいの方】

➤ 八代市役所本庁（4階南側） 農業振興課 電話33-8751（直通）

【千丁町にお住まいの方】

➤ 八代市役所千丁支所 産業建設課 電話46-1102（直通）

【鏡町にお住まいの方】

➤ 八代市役所鏡支所 産業建設課 電話52-7842（直通）